

# 平成 14 年度地方公共団体等における有害大気汚染物質 モニタリング調査結果

- 環境省 -



大気汚染防止法に基づき、平成 9 年度から地方公共団体では有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを本格的に実施していますが、今般、地方公共団体における平成 14 年度の有害大気汚染物質の大気環境モニタリングについて調査結果がまとまり、環境省の調査結果と併せて公表しました。

## 対象物質(19 物質)

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、酸化エチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ベンゾ〔a〕ピレン、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物

## 調査結果

### 1. 環境基準が設定されている物質

物質名	地点数	環境基準値 超過割合	平均値	濃度範囲
ベンゼン	409	8.3%	2.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.49 ~ 5.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	341	0%	1.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0012 ~ 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	355	0%	0.43 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.029 ~ 7.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	351	0.3%	2.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16 ~ 190 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

ベンゼンについては、環境基準値超過地点の割合は前年度の 18.2% から 8.3% へ改善されており、平均濃度も低下傾向にあります。その他の物質については、ほとんどの地点で環境基準を満たしていました。

### 2. 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質

ニッケル化合物については、指針値超過地点の割合は 2.9% で平均濃度は低下傾向にあります。

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物については、全ての地点で指針値を満たしていました。

資料: 2003年11月14日付 環境省ホームページ(報道発表資料)

総務部 横山 美代子

■事業内容■

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

